



発行 東京都

目次

規則（公）

公告

○警視庁組織規則の一部を改正する規則……………一

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………一

………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）……………一

○都市計画の案（二件）……………二

………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………二

○国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案（二件）……………（同）……………二

○都市計画の案（二件）……………五

………（都市整備局都市基盤部街路計画課）……………五

○開発行為に関する工事を完了……………五

………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………五

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………五

………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………五

雑報

○全国自治宝くじの発売（二件）……………六

………（全国自治宝くじ事務協議会）……………六

規則（公）

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月20日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第13号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第57条の2第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）違反の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人フローレンス

二 代表者の氏名

赤坂 緑

三 主たる事務所の所在地

千代田区神田神保町一丁目十四番一号

四 その他の事務所の所在地

渋谷区代々木四丁目三十七番十五号

五 更新された認定の有効期間

令和四年十二月七日から令和九年十二月六日まで

一 名称

特定非営利活動法人日本防災士機構

二 代表者の氏名

原 正之

三 主たる事務所の所在地

千代田区一番町二十五番地 全国町村議員会館五階

四 更新された認定の有効期間

令和五年一月五日から令和十年一月四日まで

一 名称

特定非営利活動法人アピリティクラブたすけあい練馬
たすけあいワーカーズふるしき

二 代表者の氏名

馬淵 さおり

三 主たる事務所の所在地

練馬区練馬四丁目十七番二号 グリンデル豊島園一〇

二

四 更新された認定の有効期間

令和五年三月十六日から令和十年三月十五日まで

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種低層住居専用地域 削除する部分

目黒区駒場四丁目、世田谷区代沢一丁目及び北沢一丁目各地内

追加する部分

第一種中高層住居専用地域 目黒区駒場四丁目、世田谷区代沢一丁目及び北沢一丁目各地内

変更する部分

世田谷区代沢一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに目黒区役所及び世田谷区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

有楽町・銀座 千代田区丸の内三丁目、有楽町二丁目、内幸町一丁目、中央区八重洲二丁目、京橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目及び港区新橋一丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに千代田区役所、中央区役所及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十一条第六項においてその例によることとされた都市計画法第十六条第二項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案の縦覧について、次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和五年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

決定する区域

二 当該事項を定める土地の区域

港区港南一丁目、港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目、高輪三丁目及び三田三丁目各地内

三 区域

別図のとおり

四 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所

五 縦覧期間

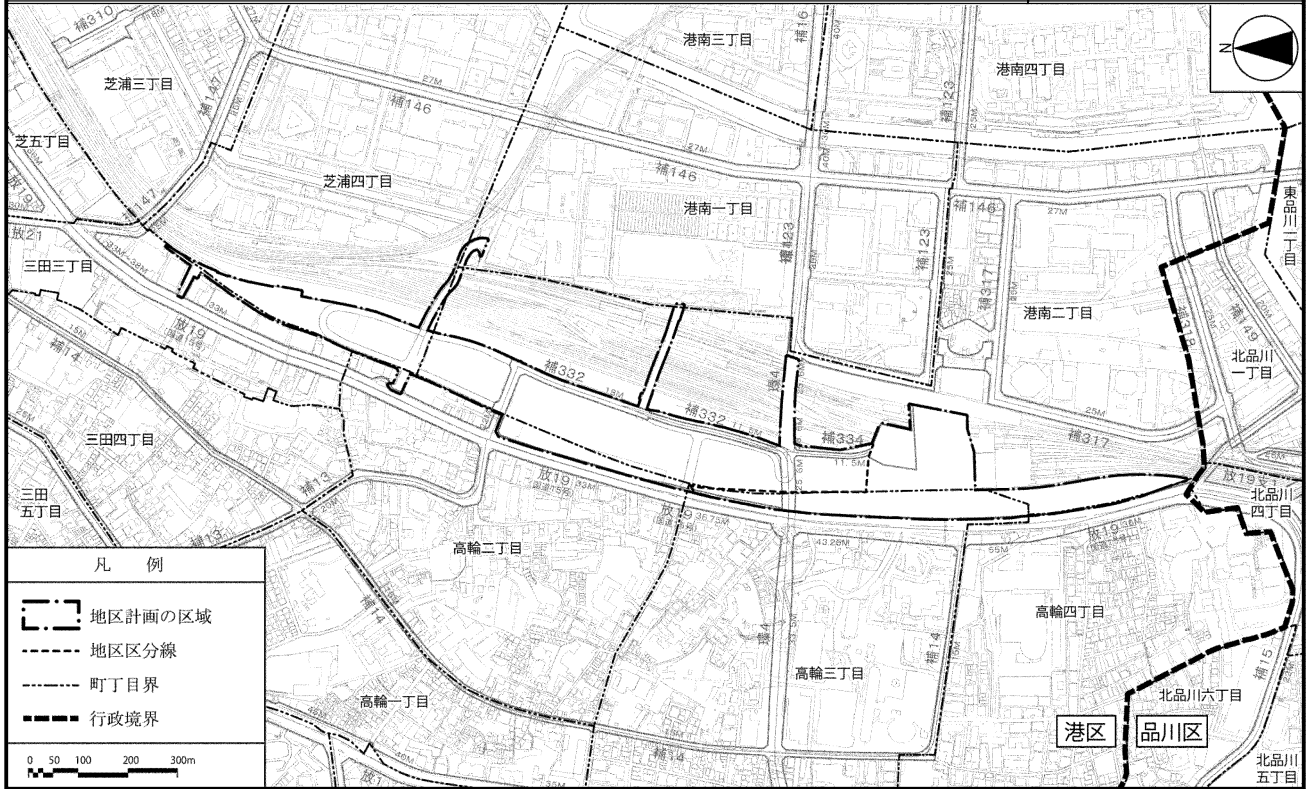
公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
品川駅周辺地区地区計画 区域図



国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の原案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第二十一条第六項においてその例によることとされた都市計画法第十六条第二項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案の縦覧について、次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和五年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

二 当該事項を定める土地の区域
港区六本木五丁目、六本木六丁目及び麻布十番一丁目各地点

三 区域
別図のとおり

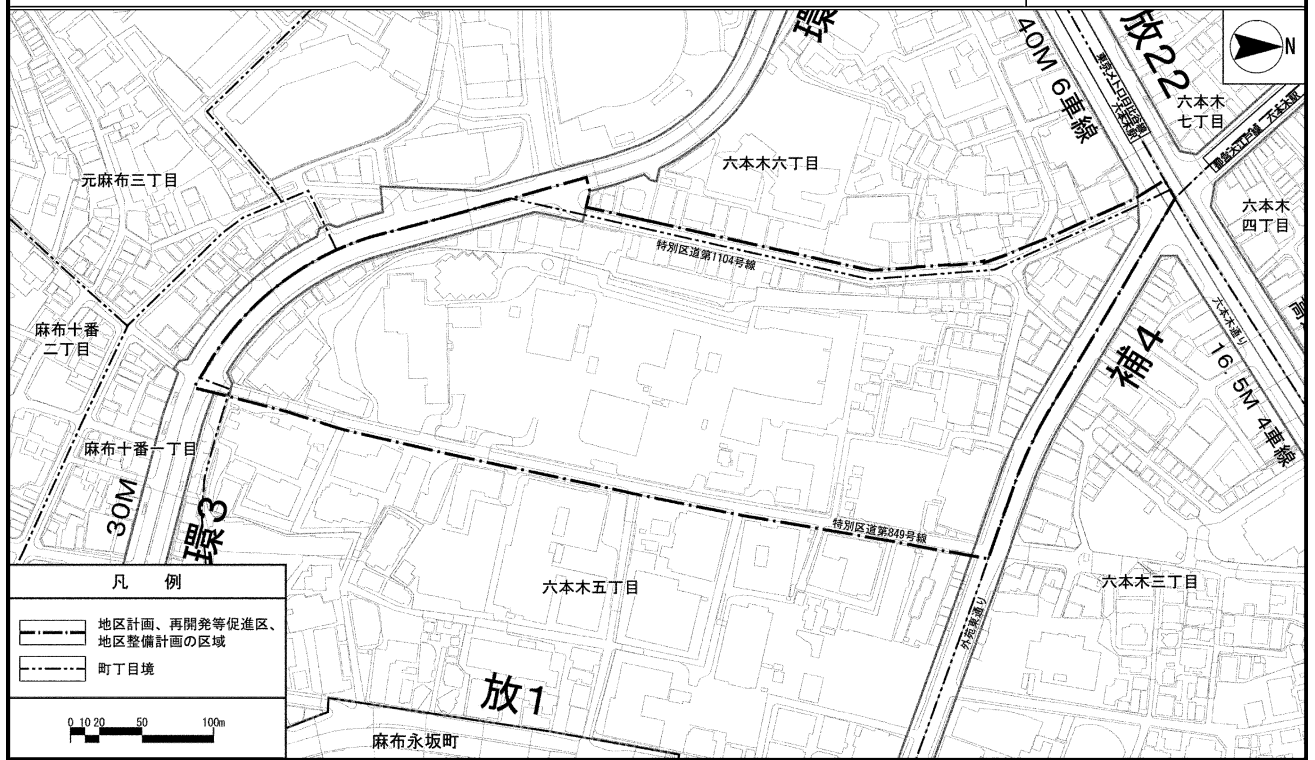
四 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区役所

五 縦覧期間
公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部

別図

東京都市計画地区計画
六本木五丁目西地区地区計画 区域図



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第774号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)4都市基街都第217号、令和4年10月17日

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、立川都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
立川都市計画道路

三・五・二十号東大和武蔵

武蔵村山市神明二丁目及び中藤二丁目各地内

縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び武蔵村山市役所

縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、小金井都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都

都に対して意見書を提出することができる。

令和五年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
小金井都市計画道路

三・四・七号 府中清瀬線

削除する部分
小金井市貫井北町四丁目地内

縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び小金井市役所

縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和五年九月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 申 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

青梅市成木三丁目千八百四十
八番二及び千八百四十九番五
十号ピソ

杉並区荻窪四丁目二十七番
十号ピソ

立川市幸町一丁目二十一番
番一の一部

地一
株式会社アステイク

代表取締役 宮谷 祐介

青梅市今井二丁目九百十七番
及び同番地先
埼玉県本庄市西富田七百六
十二番地一
ケイアイスター不動産株式
会社

代表取締役 埴 圭二

青梅市吹上九十三番二、九十
四番三、百三十三番及び百三
十四番二の各一部
青梅市新町五丁目四番地の
八

有限会社シムラ

代表取締役 志村 將成

西多摩郡瑞穂町大字二本木字
下長田久保七百十二番三、同
番十四及び七百十三番
西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎二
千三百十八番地
株式会社武蔵野不動産

代表取締役 中村 潤

国立市大字谷保字栗原六千五
十七番二、同番四から同番六
まで、六千八十六番一、同番
四、同番五及び六千八十九番

国立市谷保六千四十九番地
三田 俊子

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 HANEDA INNOVATION
CITY

二 店舗所在地 大田区羽田空港一丁目十番の二ほか

三 設置者名 羽田みらい特定目的会社

四 意見

雑報

- ア 聴取者 大田区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 令和五年九月七日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 令和五年九月二十日から同年十月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百七十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年九月二十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百八十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四億六千万枚 千三百八十億円 (六十億円を一単位(一ユニット)として二十三単位(二十三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和五年十一月二十一日から同年十二月二十二日まで
七	抽せん期日	令和五年十二月三十一日
八	当せん金支払開始期日	令和六年一月九日
九	当せん金の額及び当せん数の等級	当せん金 当せん本数
	一等	七億円 一本
	一等の後賞	一億五千万円 二本
	一等の組違い賞	十万円 百九十九本
	二等	十万円 八本
	三等	五万円 四百本
	四等	二万円 二千本
	五等	一万円 二万本
	六等	三千円 二十万本
	七等	三百円 二百万本
	計	二百二十二万二千六百十本

備考
一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額六十億円に対するものである。

十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百七十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年九月二十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第九百八十五回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 一億五千万枚 四百五十億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として十五単位(十五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和五年十一月二十一日から同年十二月二十二日まで

七 抽せん期日 令和五年十二月三十一日

八 当せん金支払開始期日 令和六年一月九日

九 当せん金の額及び当せん金の数

等級	当せん金	当せん本数
一等	三千万円	十本
二等	一千万円	二十本
三等	百万円	三百本
四等	一万円	一万本
五等	三千円	十万本
計		百一十三万三千本

備考 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001